○厚生労働省令第五十六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行に伴い、並びに厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項第一号中「並びに」の下に「職業能力開発局及び」を加える。

第七百六十一条に次の一号を加える。

十一　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。

第七百六十二条第一項第三号中「こと」の下に「（第十三号に掲げる事務を除く。）」を加え、同項第十三号中「他省」の下に「及び労働基準部」を加える。

第七百七十八条第一項に次の一号を加える。

十四　技能実習法に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。

第七百七十八条第二項中「及び第十二号」を「、第十二号及び第十四号」に改める。

第七百八十六条第一項第四号中「職業対策課」の下に「及び訓練課並びに訓練室」を加える。

第七百八十八条の二第一号中「及び職業対策課」を「並びに職業対策課及び訓練室」に改める。

第七百八十八条の三第五号中「他省」の下に「及び労働基準部」を加える。

第七百八十八条の六第二号中「及び職業対策課」を「並びに職業対策課及び訓練課並びに訓練室」に改める。

第七百八十八条の七第一号中「及び需給調整事業第一課」を「及び訓練課並びに訓練室並びに需給調整事業第一課」に改める。

第七百九十条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　技能実習法に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。

附　則

この省令は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。

○厚生労働省令第五十七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年法務省・厚生労働省令第一号）の施行に伴い、並びに職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第二項、第四十五条、第四十六条第二項、第四十七条第一項並びに第四十九条並びに職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条第二号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第一条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「、基礎一級又は基礎二級」を「又は基礎級」に改める。

第六十二条第五号を削り、同条第六号中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第六十二条の三第五号を削り、同条第六号中「基礎二級」を「基礎級」に、「別表第十三の四」を「別表第十三の三」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「別表第十三の五」を「別表第十三の四」に改め、同号を同条第六号とする。

第六十四条の五の見出し並びに同条第一項及び第三項中「基礎一級及び基礎二級」を「基礎級」に改める。

第六十五条第五項を削り、同条第六項の表以外の部分中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同項の表上欄中「、基礎一級又は基礎二級」を「又は基礎級」に、「ところにより基礎二級」を「ところにより基礎級」に改め、同表下欄中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第六十七条及び第六十八条第二項中「、基礎一級及び基礎二級」を「及び基礎級」に改める。

別表第十一の四中「、基礎一級及び基礎二級」を「及び基礎級」に改める。

別表第十三の三を削り、別表第十三の四中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同表を別表第十三の三とし、別表第十三の五を別表第十三の四とする。

（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

表機械保全の項試験業務の範囲の欄中第五号を削り、第六号中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同号を同欄第五号とする。

表ビルクリーニングの項試験業務の範囲の欄中第四号を削り、第五号中「基礎二級」を「基礎級」に改め、同号を同欄第四号とする。

附　則

この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第二号

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第四条第二項の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

経済産業大臣　世耕　弘成

環境大臣　山本　公一

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令の一部を改正する省令

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令（平成二十四年経済産業省・環境省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。